

## 企業版ふるさと納税

平成20年からスタートした「ふるさと納税」制度ですが、当事務所のお客様でもご利用されている方々が増えてきています。この「ふるさと納税」に関して、「法人でも出来るの？」という質問も多く受けています。

結論からお伝えすると、法人でも「ふるさと納税」を行うことは可能です。ただし、寄付金として全額損金（税金を計算する上での“経費”）に算入することは出来ませんが、現行の制度では、個人の所得税や住民税のように税額控除（税負担を軽減）することは出来ません。

しかし、8月26日付の新聞各紙によると、「自民党の地方創生実行統合本部の会合で、来年度税制改正要望に「地方創生応援税制」として、『企業版ふるさと納税』の創設を盛り込む方針が示された」という内容が掲載されました。

今回は、現時点における『企業版ふるさと納税』の見通しをご紹介します。

## 制度概要の見通し

制度の詳細は、これから年末にかけて平成28年度税制改正の内容とともに検討されていきますが、現時点において公表されている内容、及び新聞各紙に掲載されていた内容をまとめると、次のようになります。

- **企業と地域が一体となって「雇用の場」を作ることができる制度**
- **東京都や東京23区などの大都市は除かれる**
- **地方を活性化させる施策を行う自治体で、その施策の効果が高いと内閣府が認定した自治体に対する寄付のみを対象とする**
- **現行の「損金算入」にプラスして、法人住民税や法人税から一定の税額を差し引く**
- **税額控除目的の寄付を防ぐため、税額控除できる寄付金額は一部のみとする**
- **全額を税額控除することがないようにする**

現在判明している内容を見ると、「地方創生のための資金を大都市から地方へ振り向ける狙い」というのが感じ取られます。これから詳細部分が明らかになっていくかと思われそうですが、内容が確定しましたら再度ご案内致します。

今号でご紹介した内容は、平成27年8月26日時点での情報を基に作成しております。このため、内容の変更や制度創設の見送りなども考えられ、平成28年度税制改正の内容を保障するものではありません。予め、ご了承ください。